

第六十二号議案 東京都受動喫煙防止条例案に対する修正案

第六十二号議案 東京都受動喫煙防止条例案の一部を次のように修正する。

目次中「第三章 罰則（第二十条―第二十二条）」を「第三章 東京都受動喫煙防止対策推進協議会（第二十条―第二十三条）」を

条）

に改める。

第三条第三項中「第六条において」を「以下」に改める。

第九条第二項中「、附則第三条第一項」を「又は附則第三条第一項」に改め、「又は附則第四条第一項の規定により読み替えられた第十二条第三項に規定する指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識」を削り、同条第三項中「第二条第五号」の下に「イ及び」を加える。

第二十二條を第二十三條とし、第二十一條を第二十二條とし、第二十条を第二十一條とする。

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章 東京都受動喫煙防止対策推進協議会

（東京都受動喫煙防止対策推進協議会）

第二十条 都、区市町村、多数の者が利用する施設及び旅客運送事業自動車等の管理権原者その他の関係者が相互に連携して受動喫煙防止対策を推進するため、東京都受動喫煙防止対策推進協議会を置く。

2 東京都受動喫煙防止対策推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第一条第一号中「附則第七条」を「附則第五条」に改め、同条第二号中「第二十条第一号」を「第二十一条第一号」に、「第二十一条第一号」を「第二十二条第一号」に、「第二十二条第二号、」を「第二十三条第二号及び」に改め、「、附則第六条第一項及び同条第二項（第十一条第一項及び第十七条第一項に係る部分に限る。）」

を削る。

附則第二条第二号の表第九条第二項の項中「、附則第三条第一項」を「又は附則第三条第一項」に改め、「又は附則第四条第一項の規定により読み替えられた第十二条第三項に規定する指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識」を削り、同表附則第六条第一項の項を削る。

附則第四条を削る。

附則第五条第一項中「、喫煙可能室設置施設標識、指定たばこ専用喫煙室標識若しくは指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識」を「若しくは喫煙可能室設置施設標識」に改め、同項第四号及び同条第二項第四号を削り、同条を附則第四条とする。

附則第六条を削り、附則第七条を附則第五条とする。

附則第八条中「五年」を「二年」に改め、同条を附則第六条とする。

（提案理由）

屋外喫煙場所の設置をより制限し、指定たばこについての規定を削除するとともに、東京都受動喫煙防止対策推進協議会の設置についての規定を設け、施行状況の検討を行う時期を施行後二年とする必要がある。